愛知県立岡崎西高等学校長 白 井 雅 彦

緊急事態措置を受けた本校の対応について(お願い)

日頃より本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。これを受け、愛知県教育委員会から「緊急事態措置を受けた県立学校の対応について」の通知がありました。 つきましては、本校では下記のように対応しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 感染症対策の徹底

- (1) 登下校
- ア 家族も含めた毎日の健康観察を実施し、生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校しない。
- イ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控える。
- ウ 生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、生徒本人は登校しない。
- ※ 以上のような場合、欠席扱いとせず「出席停止」とします。また、感染が拡大していることにより 登校への不安がある場合は学校に御相談ください。
- エ 授業後や部活動終了後には、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道はせず、まっすぐ帰宅する。
- オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用する。
- (2) 校内における感染対策
- ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならならないようにし、会話をしないようにする。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
- イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。
- 2 教育活動上の対応
 - (1) 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」は行わない。
 - (2) 生徒同士が近距離で活動する、理科の実験や観察、音楽における合唱や管楽器演奏、美術や家庭における共同作業は控える。
 - (3) 生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動については控える。
 - (4) 部活動
 - ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。
 - イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
 - ウ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が**多**い活動などについては行わないようにする。呼気が激しくならない軽度な運動の際は、極力マスクを着用する。
- 3 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには、各家庭との連携が不可欠です。そのため、家族も含めた登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛、不要不急の外出は控えること及び各家庭においても感染予防に努めていただくようお願いいたします。

担当 教頭(安井、豊田) 電話 0564-25-0751(代表)